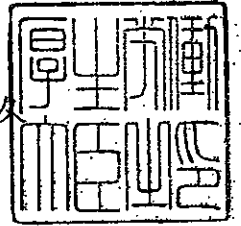


厚生労働省発能0327第3号
平成25年3月27日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

普通課程の普通職業訓練のうち、木材加工系、建築施工系、建築仕上系、設備施工系、土木系及び設備管理・運転系の一部の訓練科について、産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目、訓練時間等の見直しを行うものとする。 (別表第二関係)

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。